

### Ⅲ. 本人が家事や育児、介護をしなければならないのですが

#### 1. 本人ができるように助けてもらう

本人が身のまわりのことを続けられるように、ホームヘルパーなどにできないところだけ助けてもらいましょう。すべてをやろうとして混乱するより、できることをしましょう。

買い物に行って、買う物を忘れないように、支払いができるか見守ってもらう

料理を一緒にしてもらい順番などに混乱しないようにする



#### 2. 親の介護が必要な時に



若年性認知症の場合は、認知症の本人が親の介護をしないといけないことがあります。その場合、まず親の介護保険サービスの利用について介護支援専門員に相談しましょう。

#### 3. 兄弟姉妹、子ども、友人にも協力してもらう

兄弟姉妹、子ども、友人にも病気のことを話して手伝ってもらいましょう。

介護が必要な親の世話を順番にする

世話が必要な子どもを、同級生や近所の子と一緒に遊んでもらう

子どもに日常生活でお手伝い

出っぱなしの水道をとめる

出かける前の戸締りや火の始末

ゴミを分別、捨てる



#### 子ども世代の人たちへ

できれば病気のことを学んで、ご本人(親)を助けてください。自分のできる範囲でよいです。

理解を深めるために  
認知症の映画や番組を見る



認知症の本人が書いた本を読む



認知症になる原因は、はっきりとはわかっていません。

遺伝は、アルツハイマー病全体の5%以下とされています。前頭側頭型認知症の一部も家族性ですが、日本ではまれです。ですから、親が認知症になっても、子どもがかかる可能性は低いといえます。

遺伝を心配して、結婚や出産をあきらめないでください。

認知症になった親は、助けてほしいと思うだけでなく、子どもの人生を犠牲にしないと思っています。

#### あなたにできること

進学や就職、結婚や出産、子育てなどをあきらめないでください。

子どもの立場で介護以外にできること、しなければならないことがあります。

本人にとって、どのような医療や介護が適切か、本人に代わって決めていかなければなりません。

また、本人がどんな人だったか、どんなことが好きだったか、介護してくれる人に伝えていくことで、本人をより理解して介護してもらうことができます。



## Ⅳ. 経済的な支援はありますか

### 1. 医療を受けるために(自立支援医療)

精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限額が定められます。一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

#### 事例

Aさん(57歳、アルツハイマー型認知症)は、〇〇病院で診断・薬物治療を受けていますが、〇〇病院では作業療法を実施していません。△△クリニックで作業療法を受けることになりました。自立支援医療は、特別な理由がない場合は1か所の医療機関に限られていますが、1か所の病院等では受けられない治療を受ける場合は、2か所で利用することもできる場合があるので、医療機関で相談してみましょう。



#### 診断書によっては

様々な申請書について、医師に診断書を依頼する機会が増えます。診断書によっては、申請が兼ねられるものがあります。例えば、自立支援医療の申請と精神障がい者保健福祉手帳の申請を同時期に行う場合は、1通の診断書で兼用できた事例があります。窓口で問い合わせてみましょう。



相談窓口 市町村精神保健福祉担当課もしくは、医療機関

### 2. 税の減免や割引

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方について、所得税、住民税、相続税、贈与税等にかかる減免をうけられる場合があります。その他、NHKの受信料、携帯料金、NTT電話番号案内料金の減免や、美術館・映画入場料等の割引が受けられる場合があります。

また、自動車税、通院等で利用する自動車の新車購入時の自動車取得税などの減免制度も利用できる場合があります。



申し込み・相談窓口 市町村税担当課  
各税事務所または自動車税事務所  
府税あらかるとホームページ(自動車税・自動車取得税の減免のしおり)  
<http://www.pref.osaka.jp/zei/atacarts/genmenshiori.html>

### 3. 子どもの就学資金

市町村のひとり親家庭への就学資金、あしなが基金(交通遺児のための奨学金)なども、親が障がい者手帳の取得者である場合には、奨学金を受けられる場合があります。また、社会福祉協議会の生活福祉資金(修学資金)の貸付制度などもあります。各奨学金等の申し込み先にお問い合わせください。



申し込み・相談窓口 在学中の学校、市町村教育委員会、市町村社会福祉協議会

### 4. 住宅ローンの返済、生命保険の掛け金

住宅ローンを契約するときには、途中で返済できなくなる場合にそなえて保険も同時に契約している場合があります。債務弁済手続きがとれる場合があるので、契約書を確認し問い合わせてみましょう。また、契約書のなかに高度障がいの定義があるか確認してみましょう。高度障がいに認定されれば保険の掛け金、ローンの返済等が免除になる可能性があります。

#### 生命保険で高度障がいと認められました。

Bさん(65歳、アルツハイマー型認知症)は、言語障がいが出現しコミュニケーションの難しい状況でした。また、生命保険の掛け金を支払うことが経済的負担になっていました。妻は生命保険の契約書に言語障がいが高齢障がいの例として書かれていることに気づき、医師にも診断書に明記してもらい、支払いの免除と保険料の満額支払い、診断時から保険料の返還を受けられることになりました。現在の状況で該当しなくても、認知症の進行の過程で、該当する状況になる場合があります。



#### 事例

## 5. 精神障がい者保健福祉手帳

障がいの状態によって「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けることができます。交付されると、それぞれの障がいの程度に応じた福祉サービスを利用できるようになります。

最寄りの市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書(所定の様式のもので、※初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの)又は障がい年金証書の写しに写真を添えて、住所地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に提出してください。

※初診日:当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

### 精神障がい者保健福祉手帳の手続き

手帳の取得手続きに必要な書類等は、障がい年金の受給の有無により、次のとおりとなります。なお、必ず申請する前に、申し込み・相談窓口にご相談するようにしてください。

#### ①障がい年金を受給している場合

- ※申請書(各市町村の窓口にあります)
- ※年金証書の写し
- ※直近の年金振込み通知書又は年金支払い通知書の写し
- ※年金事務所照会のための同意書(市町村窓口にあります)
- ※写真(3×4センチ)

#### ②障がい年金を受給していない場合

- ※申請書(各市町村の窓口にあります)
- ※初診から6ヵ月以上経過した時点での医師の診断書
- ※写真(3×4センチ)



手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。

#### <等級変更>

障がいの程度が変わったと思われる人は、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。



申し込み・相談窓口 居住地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)

### 支援する人へ

#### 在職中に受診をすすめましょう。

在職中に初診日がある場合とない場合では、その後に受けられる可能性のある支援の状況が異なります。

## 6. 障がい者年金

### 障がい年金等の手続き

年金に加入されている方が傷病等により障がい者になった場合、加入している年金の種別に応じ、障がい基礎年金、障がい厚生(共済)年金等が一定の条件を満たせば支給されます。働いていても受けとることができます。

#### ①障がい基礎年金

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、※初診日から1年6ヵ月を経過した日(障がい認定日)に、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態に該当する場合には、一定の納付要件を満たしている人

※初診日:当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

#### ②障がい厚生(共済)年金

初診日に厚生(または共済)年金保険の被保険者であった場合、障がい基礎年金に上乗せして支給される。

#### ③特別障がい給付金

障がい基礎年金等を受給していない障がい者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があるほか、一定の条件を満たす場合に給付される。



申し込み・相談窓口 各市町村国民年金担当または年金事務所

### 支援する人へ

#### 退職後の居場所づくりが重要です。

- ・できれば退職前に退職後の居場所づくりを相談しましょう。
- ・地域包括支援センターに相談することをすすめましょう。
- ・予防教室に利用できるものがないでしょうか。
- ・スポーツジムに通う、シルバー人材センターで働く等の様々な活動がされている方がいます。



## V. 生活支援はありますか

### 1. 障がい者福祉制度の利用

障がい者の地域生活・社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づくサービスがあります。

障害者総合支援法に基づくサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などのサービスを行う「介護給付」、就労移行支援や就労継続支援等を行う「訓練等給付」、「自立支援医療」、相談支援や移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあります。

若年性認知症の人も、これらのサービスを利用できる場合があります。サービスを利用するには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約を行っていただくこととなります。

なお、「介護給付」のサービスを受けるには、障がい支援区分の認定を受ける必要があります。

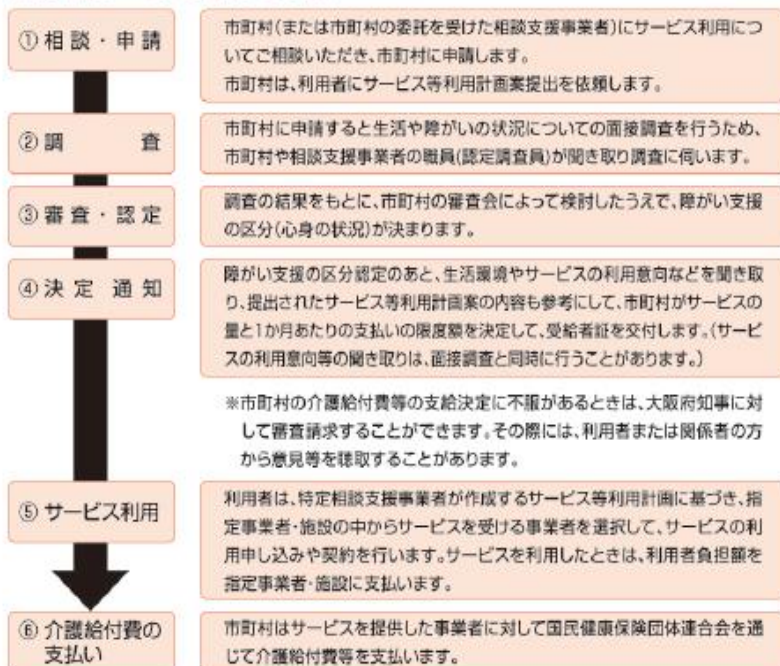


市町村障がい福祉担当課  
相談支援事業所

地域の相談支援事業所では

- ・受給者証の交付のための申請手続きや、障がい者福祉手帳の交付手続きの相談を行っています。
- ・その人に合ったサービスの利用を相談してみましょう。

#### 障がい福祉サービスの利用までの流れ



本ハンドブックの目的に照らし、ここでは、障害者総合支援法に基づく様々なサービスのうち、特に若年性認知症の方が利用する可能性が高いと思われるものを抜粋しています。

### 主なサービスの内容

#### 自立支援給付関係

|          |               |                                                                                                                 |
|----------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付     | 居宅介護（ホームヘルプ）  | 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護                                                                                    |
|          | 短期入所（ショートステイ） | 介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排泄、食事の介護等サービスを提供                                                                   |
| 訓練等給付    | 就労移行支援        | 就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供                                                          |
|          | 就労継続支援        | 通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供                                                |
| 計画相談支援給付 | 計画相談支援        | 障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する<br>支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う |

#### 地域生活支援事業関係

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 相談支援       | 障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの   |
| 移動支援       | 障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの          |
| 地域活動支援センター | 創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るもの |

サービス利用にあたっての負担は、家計の負担能力に応じた負担と食費・光熱水費の実費負担を原則とし、支払う費用の上限月額が、所得に応じて設定されています。

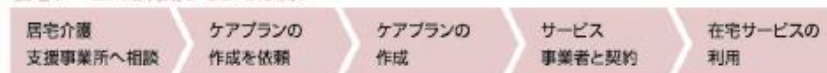


居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課



## 2. 介護保険制度の利用

### 在宅サービスを利用するまでの流れ



### 施設入所サービスを利用するまでの流れ



## 介護保険制度

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、かかった費用の1割を自己負担します。サービスを利用できるのは一般的には65歳からですが、認知症と診断された場合は、40歳から利用できます。現行では、39歳以下の人は対象とはなりません。

### 介護保険のサービス

自宅で介護している場合に利用できる介護保険のサービスには以下のようなものがあります。この他に、施設で暮らしながら受ける介護サービスもあります。

#### 自宅で受けるサービス

##### ホームヘルプサービス(訪問介護)

ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。

##### 訪問介護

医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話などをします。



#### 施設に短期間入所して受けるサービス

##### ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)

短期間、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所して、日常生活の介護やリハビリなどを受けます。

#### 施設に通って受けるサービス

##### デイサービス(通所介護)

デイサービスセンターなどの施設で、日常生活に必要なお世話をします(日帰り)。

##### デイケア(通所リハビリテーション)

介護老人保健施設などで、理学療法士や作業療法士がリハビリテーションを行います(日帰り)。

### 入所施設サービス

#### 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム

寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や健康管理がうけられます。

#### 介護老人保健施設 老人保健施設

症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

#### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

### 地域密着型サービス

#### 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

#### 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰り受けられます。

#### 認知症対応型共同生活介護 グループホーム

認知症の人が、共同生活する住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

### 福祉用具貸与・購入、住宅改修

#### 福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

日常生活の自立を助けるための福祉用具(車椅子等)をレンタルするサービスです。レンタル費用の1割が自己負担となります。支給限度額が適用されます。

#### 特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)

福祉用具(寝掛け便座等)を、指定された事業者から購入したとき、購入費が支給されます。購入にはいったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市町村に申請すると、同年度で10万円を上限に費用の9割が支給されます。

#### 住宅改修費支給 (介護予防住宅改修費支給)

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に費用の9割が支給されます。(事前申請が必要です。)

